

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年5月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：近畿（受）第 1700489 号

厚生局事案番号：近畿（厚）第 1800005 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における請求期間のうち、平成 10 年 11 月 1 日から平成 11 年 5 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 10 年 11 月から平成 11 年 4 月までは 10 万 4,000 円を 19 万円、同年 9 月は 10 万 4,000 円を 11 万円とする。

平成 10 年 11 月から平成 11 年 4 月まで及び同年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 10 年 11 月から平成 11 年 4 月まで及び同年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 社における請求期間のうち、平成 10 年 11 月 1 日から平成 13 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 10 年 11 月から平成 11 年 4 月までは上記第 1 の 1 の訂正後の 19 万円を 28 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 10 万 4,000 円を 28 万円、同年 9 月は上記第 1 の 1 の訂正後の 11 万円を 28 万円、同年 10 月から平成 12 年 9 月までは 11 万円を 38 万円、同年 10 月から平成 13 年 9 月までは 11 万円を 44 万円とする。

平成 10 年 11 月から平成 13 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額（平成 10 年 11 月から平成 11 年 4 月まで及び同年 9 月は厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額、同年 5 月から同年 8 月まで及び同年 10 月から平成 13 年 9 月までは訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 50 年生
住 所：

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 10 年 11 月 1 日から平成 14 年 4 月 21 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際に支給された給与の額よりも低く記録されているので、当該標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 10 年 11 月 1 日から平成 11 年 5 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細票により、請求者が、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成10年11月1日から平成11年5月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成10年11月1日から平成11年5月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間に係る請求者の標準報酬月額については、前述の給与明細票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成10年11月から平成11年4月までは19万円、同年9月は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について、請求期間当時の代表取締役から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成10年11月1日から平成13年10月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、請求者から提出された給与明細票により、オンライン記録の標準報酬月額及び上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成10年11月から平成13年9月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細票により確認できる報酬月額から、平成10年11月から平成11年9月までは28万円、同年10月から平成12年9月までは38万円、同年10月から平成13年9月までは44万円とすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（平成10年11月から平成11年4月まで及び同年9月は厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額、同年5月から同年8月まで及び同年10月から平成13年9月までは訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成11年5月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成13年12月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細票により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年4月21日までの期間について、請求者は、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額を確認できる給与明細票を保管しておらず、ほかに、当該期間の標準報酬月額を認定できる資料は見当たらない。

さらに、請求期間のうち、平成13年12月1日から平成14年4月21日までの期間について、請求者は、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細票を保管しておらず、A社は既に解散している上、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額について、請求期間当時の役員のうち回答があった一人は不明であると回答していることから、同社及び同社の関係者から請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、平成15年1月1日現在の請求者の住所地であるB市及び同市を管轄するC税務署は、平成14年の請求者に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料について

て、保存期限経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求期間のうち、平成13年12月1日から平成14年4月21日までの期間に係る請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成13年12月1日から平成14年4月21日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。